

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年1月17日（金） 10：00～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴 木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 豊 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 曜 国務大臣（厚生労働大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：江 藤 拓 国務大臣（農林水産大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
陪席者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4件
- 政令 6件
- 人事 4件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、橋副長官から御説明申し上げます。

○橋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「国家戦略特別区域基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、ベンチャー・中小企業に限定されていた国家戦略特区支援利子補給金制度の対象を拡大し、事業者の規模要件を付さないこととするものであります。

次に、「マリ国」及び「デンマーク国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、20日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「カーボベルデ国」、「ガンビア国」及び「ギニアビサウ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「児童福祉法施行令の一部改正令」は、児童相談所を設置する市として高崎市を追加するものであります。

次に、「育児・介護休業法等の一部改正法の施行に伴う関係整備政令」は、行政手続法に規定する意見公募手続を実施することを要しない命令を追加する等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「介護保険法施行令の一部改正令」は、65歳以上の被保険者の保険料の算定基準を見直すものであります。

次に、「地球温暖化対策推進法施行令の一部改正令」は、温室効果ガス排出量の算定方法を改める等の措置を講ずるものであります。

次に、「種の保存法施行令の一部改正令」は、捕獲、譲渡し等が規制される国内希少野生動植物種として、10種の動植物の追加等を行うものであります。

次に、「防衛・風力発電調整法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年3月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岩屋外務大臣が、19日から23日まで、米国大統領就任式出席等のため、平デジタル大臣が、20日から23日まで、赤澤内閣府特命担当大臣が、20日から22日まで、世界経済フォーラム年次総会出席等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、ボツワナ国駐箚大使大森摂生を願いに依り免ずること、及びカメルーン国等駐箚大使南健太郎に、兼ねて中央アフリカ国駐箚を命ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、元株式会社読売新聞グループ本社社長渡邊恒雄を正三位に叙するもの、外188名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、東京外国語大学名誉教授川田順造を従三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「租税特別措置における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況等」について、会計検査院から内閣に対し報告があつたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をウズベキスタンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「保健医療サービス改善計画」に約230億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、伊東良孝大臣。

○伊東国務大臣：2025年日本国際博覧会は、世界と交流を深め、日本の魅力を世界に向けて発信し、更には地方創生の取組を加速させる、絶好の機会であります。現在、関係府省庁の御協力を頂きつつ、準備に総力を挙げているところです。本博覧会を国家的事業として成功に導く気運を更に盛り上げるため、石破内閣総理大臣に、本博覧会の名誉会長に御就任いただくことといたしたいので御了知をお願いします。閣僚の皆様におかれましては、本日、本博覧会の公式キャラクターである「ミャクミャク」のピンバッジを着用いただいておりますが、万博のより一層の盛り上がりに向け、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：岩屋大臣、平大臣及び赤澤大臣は、それぞれ海外出張いたしましたが、その出張不在中、林内閣官房長官を外務大臣の、村上大臣をデジタル大臣の、武藤大臣を経済財政政策担当大臣の、臨時代理又は事務代理とすることといたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された法務大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件
 〔 令和 7 年
 1 月 17 日 〕 (金)

◎一般案件

- 資料 料り ○ 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について
 (決定) (内閣府本府)
- 資料 料し ☆ マリ国特命全権大使ディディエ・ダコ外 1 名の接
 受について (決定) (外務省)
- 〃 ☆ カーボベルデ国、ガンビア国及びギニアビサウ国
 駐箇特命全権大使赤松 武に交付すべき信任状及び前任特命全権大使伊澤 修の解任状につき認証
 を仰ぐことについて (決定) (同上)

◎政 令

- 資料 料り ○ 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (決定)
 (こども家庭庁)
- 〃 ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労
 働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策
 推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政
 令の整備に関する政令 (決定) (厚生労働省)
- 〃 ○ 介護保険法施行令の一部を改正する政令 (決定)
 (同上)
- 〃 ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部
 を改正する政令 (決定) (環境・経済産業省)
- 〃 ○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定)
 (環境・農林水産省)
- 〃 ○ 風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日を定める政令 (決定) (防衛省)

- ◎人　事
- 資料なし ☆外務大臣岩屋 肅外 2名の海外出張について
(了解)
- 資料あり ○特命全権大使大森摂生を願に依り免ずることについて(決定)
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて(決定)
- 〃 ○渡邊恒雄外 188名の叙位又は叙勲について
(決定)

◎配　布

☆会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
(内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和7年
1月17日〕 (金)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換について
(決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]